

地方独立行政法人市立東大阪医療センター 公告第10号

「市立東大阪医療センター 映像監視設備更新工事」にかかる工事請負契約を制限付き一般競争入札の方法により締結するので、地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程第6条の規定により下記のとおり公告する。

令和7年10月6日

地方独立行政法人市立東大阪医療センター理事長 辻井 正彦

記

1. 入札に付する事項

- | | |
|----------|---|
| (1) 件 名 | 市立東大阪医療センター 映像監視設備更新工事 |
| (2) 場 所 | 東大阪市西岩田三丁目4番5号 市立東大阪医療センター |
| (3) 期 間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| (4) 概 要 | 施設内の安全性向上および監視体制の強化を目的として、経年劣化による既設の映像監視設備を更新するとともに、新たに監視カメラを増設する。 |
| (5) 予定価格 | 非公表（入札後に公表） |
| (6) 入札手続 | 所定の入札日時及び場所において「様式1. 一般競争入札参加資格確認申請書」等を提出し、入札の開始後、「様式3. 入札書」を入札箱に投入する |
| (7) 支払条件 | 年度前払金1回40%以内残額竣工後一括払 |

2. 入札に参加できる企業形態

入札に参加できる企業形態は、単体企業とする。

3. 入札に参加する者に必要な資格

申請書及び入札書の提出日現在において、次に掲げる要件すべてに該当しなければならない。

- (1) 東大阪市の令和5・6・7年度入札参加有資格者として第1希望の工事種目「電気工事業」又は「電気通信工事業」で登録され、当該種目にかかる直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評点（P）が640点以上の者であること。
 - (2) 令和2年度以降、200床以上の医療施設の新築、改修又は増改築工事に係る元請として施工実績があること。
- なお、元請実績とは、単独の請負である場合はその請負金額とし、共同企業体による請負である場合は、その請負金額に当該企業体における出資比率を乗じた額を実績額とみなす。また、元請実績は当初契約及び当初契約に係る変更契約以外は認めない。

4. 入札に参加する者に必要な共通資格

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）7条の規定により、工事種目「電気工事業」又は「電気通信工事業」に係る一般建設業の許可を得た者であること。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外期間中でないこと。
- (4) 地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程（以下「契約規程」という。）第5条第1項に該当しない者であること。

5. 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所
地方独立行政法人市立東大阪医療センター ホームページ
- (2) 日時
令和7年10月6日（月） 13時

6. 質疑回答について

- (1) 受付期間
令和7年10月6日（月）から令和7年10月10日（金）13時まで
- (2) 質疑方法
「様式4. 質疑回答様式」に必要事項を記載のうえ、末尾問合せ先に記載のメールアドレスまで電子メールを送付すること。またメール送付後、電話にて受信確認を行うこと。
※ 電子メール以外による質疑や期間経過後の質疑は受け付けない。
- (3) 回答方法
令和7年10月15日（水）に、全質疑に対する回答をホームページにて公表する

7. 参考工程表及び図面の配布について

参考資料として、工程表及びシステム構成を示した図面を質疑期間中に「様式4. 質疑回答様式」を用いて申し出のあったものに対して配布する。
※ 配布方法は提出時のメールアドレスに返信する。

8. 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時
令和7年10月24日（金）10時
- (2) 場所
東大阪市西岩田三丁目4番5号
市立東大阪医療センター 本館3階B会議室
- (3) 参加方法
「様式1. 一般競争入札参加資格確認申請書」、「当該種目にかかる直近の経営規模等評

価結果通知書・総合評定値通知書」、「様式2．契約実績書」を入札場所の受付において提出し、参加資格の確認を受けた後、所定の手続きにより「様式3．入札書」を入札箱に投入する。

(4) その他

ア 入札に際し、入札参加者は、当該入札額の根拠となる費用内訳書を提出すること。

イ いかなる理由であっても所定時刻を過ぎた者の入札参加は認めない。

9．入札保証金に関する事項

契約規程第8条第2号の規定により免除とする。

10．入札の無効に関する事項

契約規程第13条各号及び、入札参加についての注意事項（一般競争入札用）第8のいずれかに該当する入札は無効とする。

11．開札方法等

(1) 開札について

開札は、入札執行の日時及び場所において、入札参加者を立会わせて行い、その結果を口頭で発表する。

(2) 入札の結果について

入札の結果は、入札執行場所において参加者に発表するとともに、後日ホームページにおいて公表する。

12．落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。なお、入札価格が著しく低いなど、調査を行う必要があると認められる場合には、落札決定を保留し調査を行うことがある。また、その調査に対して入札参加者は協力をしなければならない。

(2) くじによる落札者の決定

落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者及び順位を決定する。この場合において、入札者はくじを辞退することはできない

13．再度の入札

(1) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

(2) 再度の入札の回数は2回とし、その結果落札者がいないときは、入札不調とする。

(3) 1回目の入札に参加しなかった者及び無効の入札をした者は、再度の入札に参加すること

はできない。

1 4. 契約の締結

契約規程第28条、第29条の規定により契約書を作成し、契約を締結する。

なお、契約の締結に併せ、東大阪市暴力団排除条例に基づく誓約書を提出すること。

1 5. 契約保証金の額

契約金額の10分の1に相当する額以上とする。（1,000円未満の金額は、1,000円に切り上げ）。なお、契約規程第32条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

1 6. その他

(1) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

イ 親会社を同じくする子会社同士の者

ウ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(2) 入札結果において、応札額が高値集中するなどの不自然な結果が見受けられた場合は入札を保留し無効とする場合がある。

(3) 入札参加者は、提出した入札書及び費用内訳書の訂正、引換え又は撤回をすることはできない。

1 7. 問い合わせ先

東大阪市西岩田三丁目4番5号

地方独立行政法人 市立東大阪医療センター 事務局契約会計課

電話 06-6781-5101（代表）

担当 松田・中西

メールアドレス keiyakukaikei@higashiosaka-mc.jp

以 上